定款

SBIリーシングサービス株式会社

```
平成 29 年
            30 日 定款認証
        3月
平成 29 年
        4月
             3日 会社設立
平成 29 年
                改定
        7月
            24 日
平成 30 年
        1月
            31 日
                改定
平成 30 年
        3月
             1 日
                改定
令和元年
        6月
            28 日
                 改定
令和4年
        1月
            13 日
                 改定
令和4年
        3月
                 改定
             1 目
令和4年
        6月
            27 日
                 改定
令和4年
        7月
            22 日
                 改定
令和4年
        8月
            29 日
                 改定
令和4年
             6 日
                 改定
        10 月
令和5年
                 改定
        6月
            26 日
令和6年
        6月
            25 日 最終改定
```

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、SBIリーシングサービス株式会社と称し、英文では、SBI Leasing Services Co., Ltd.と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 第二種金融商品取引業
- (2) 投資運用業
- (3) リース業
- (4) 金銭貸付および債務保証その他の金融業務
- (5) 割賦販売法に基づく割賦販売業
- (6) 古物営業法に基づく古物商
- (7) 各種金融商品の企画、開発、販売
- (8) 有価証券の取得、保有及び運用
- (9) 経営上必要と認める事業への投資
- (10) 発電事業とその管理・運営と電気の売買に関する事業
- (11) 航空機、船舶及び自動車の売買
- (12) 債権の売買
- (13) 上記各号に関するコンサルティング業務
- (14) 上記各号に附帯する一切の業務
- (15) その他一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、28,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれ を取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっ て行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使 することができる。
- 2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会の招集権者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。
- 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した 取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役 会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。
- 5. 第3項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期(前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を含む。)は、退任した監査 役の任期が満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第33条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。
- 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査 役会規則による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

- 第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同 法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度におい て免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

- 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 3. 当会社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第41条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。